

市営住宅入居者募集

市営住宅の入居者を募集します。希望する人は、内容を確認のうえ、期限内に申し込みください。

◆申込資格

- 次の要件を全て満たす人
- ①市税などの滞納がないこと
 - ②同居親族があること(障害者、60歳以上の人、DV被害者は単身可)
 - ③世帯の合計所得額から各種控除額を差し引きし、12で除した額が15万8千円以下であること(障害者、60歳以上の人、小学校入学前の子どもがいる人は21万4千円以下)
 - ④持ち家がないこと
 - ⑤現在公営住宅に入居していないこと
 - ⑥暴力団員でないこと

※連帯保証人が1人必要です。

◆募集要項・申込用紙の配布・受付期間

9月1日(木)～14日(水)(平日のみ) 8時30分～17時15分
※募集要項・申込用紙の配布・受付は、総務管財課(伊豆長岡庁舎)の窓口のみで行います。郵送や各支所では行いません。
※詳しくは、直接問い合わせください。

☎ 055(948)1411
総務管財課

◆入居者を募集する市営住宅 入居予定日：11月1日(火)

名称(住所)	建設年度	構造	募集戸数	家賃(月額)
新帝産台住宅(吉田 1021-8)	昭和57年度	PC造2階建て2DK(一般型)	1戸(テラスハウス)	14,800円～29,000円
旭平住宅(下畑 630)	昭和61年度	PC造2階建て3DK(一般型)	2戸(テラスハウス)	15,200円～29,900円
帝産台住宅(大仁 1-12)	昭和63年度	RC造4階建て3DK(一般型)床面積68.5㎡	1戸(3階)	17,900円～35,200円
		RC造4階建て3DK(一般型)床面積67.4㎡	1戸(4階)	17,600円～34,600円
		RC造4階建て3DK(一般型)床面積64.9㎡	1戸(4階)	17,000円～33,300円
新鍋沢住宅(三福 1051-2)	平成2年度	RC造5階建て3DK(一般型)	1戸(4階)	19,600円～38,600円

ごみの分け方・出し方

第33回

粗大ごみはごみステーションへは出せません

粗大ごみは、各地区のごみステーション(集積所)では回収していません。粗大ごみを出す際は、次の方法でお願いします。

●粗大ごみとは？

木製のタンス、テーブル、じゅうたん、布団などの可燃性のものは一辺の長さが40cm以上のもの。
自転車や、ベビーカー、スプリングマットレスなどの不燃性のものは一辺の長さが50cm以上のもの。

●粗大ごみの排出方法

①可燃性のものは40cm未満に、不燃性のものは50cm未満に解体・分解をし、指定のごみの収集日にステーション(集積所)へ排出する方法

【可燃性のもの】

指定ごみ袋に入れ、『燃やせるごみの日』

【不燃性のもの】

金属であれば『カンの日』の「その他



▲粗大ごみの一例

☎ 0558(76)8001
総務管財課

の金属類」、プラスチックであれば指定ごみ袋に入れ『カンの日』の「その他プラスチック類」
②直接、市のごみ処理施設へ持ち込む方法(無料)

【持ち込み先】

長岡清掃センター・葦山リサイクルプラザ・大仁清掃センター
③市に戸別収集を依頼し、家庭まで引き取りに来てもらう方法(有料)
※事前に申込が必要となります。8時30分～17時に廃棄物対策課へご連絡ください。(土日祝、年末・年始を除く)

特定健診はお済みですか？ ～0円で受診できるのは9月30日(金)まで～

☎ 055-948-2905
国保年金課

まだ受けていない人は、お急ぎください

特定健診は、高血圧、糖尿病などの生活習慣病の芽を見つけるための検査です。この健診は個人で受けると約1万円かかりますが、対象者は**0円**で特定健診・後期高齢者健診を受けることができます。

対象／次のいずれかに該当する人

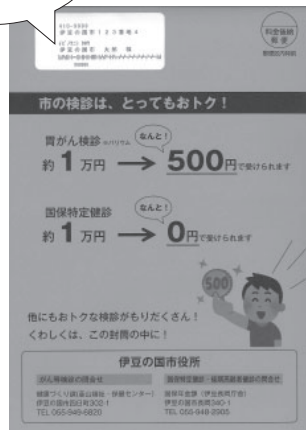
- ・40歳～74歳で、伊豆の国市国民健康保険に加入している人
- ・75歳以上の市民で、静岡県後期高齢者医療制度に加入している人(一部65歳～74歳の人を含む)

※対象者の年齢は、令和5年3月31日時点です。

※対象者には、5月下旬頃、受診券および健診ガイドを郵送しました。

検査項目／身体計測、尿検査、血液検査、血圧測定、貧血検査、医師の問診
その他／健診を受診できる医療機関については、健診ガイドまたは市HPをご覧ください。

受診券は、青い封筒でお届けしています。



海産物の電話勧誘販売、 送り付け商法にご注意ください！

あなたも狙われるかも！悪質商法にご用心 (135)

近年、海産物の電話勧誘販売で、「新型コロナウイルスの影響で収入が減少した。支援してほしい」などと同情心に付け込んだり、強引な勧誘をするなどして

粗悪な品を購入させるケースや、断ったにも関わらず、代引きで一方的に商品を送り付けてくるなどの被害が急増しています。

電話勧誘によつて商品を購入した場合は、クーリング・オフにより解決できることがあります。また、一方的に商品が送り付けられてきた場合は、その代金の支払い義務はありません。

このような勧誘があった時は、その場で回答せずに、慎重に対応することが重要です。もしも、被害に遭ってしまった場合は、速やかに消費生活センターなどに相談するようにしてください。

©Shigeki Yamada



【消費生活相談】

伊豆の国市役所伊豆長岡庁舎
相談日：毎週月～金曜日、9：00～16：00
(12：00～13：00、年末年始・祝日は除く)
※相談員による相談は月・水・金曜日
☎ 伊豆の国市消費生活センター ☎ 055-948-2901

伊豆市役所(伊豆市小立野)
相談日：毎週火～木曜日、8：30～17：15
(12：00～13：00、年末年始・祝日は除く)
☎ 伊豆市消費生活センター ☎ 0558-72-9858